

施策案に対する意見公募手続の実施結果

太田市では、以下の案件に関する意見公募手続を実施し、市民の皆様からご意見等を募集いたしました。

皆様からの意見につきましては、案件や内容ごとに適宜集約させていただき、最終的に1件のご意見としてとりまとめをさせていただきましたので、ご意見等の概要とご意見等に対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

案件No.	R6-2	案件名	(仮称)太田市一人ひとりが人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例		
意見等募集期間	令和6年8月1日(木) から 令和6年8月30日(金) まで				
担当課等 (問い合わせ先)	〒373-8718 太田市浜町2番35号 担 当 課 : 太田市 市民生活 部 市民そうだん課 T E L : 0276-47-1912 (直通) F A X : 0276-47-1866				
意見等募集の結果	(1) 応募者数 : 2 名				
	(2) 意見数(合計): 2 件				
	(3) 掲載方法別内訳		(4) 性別内訳		(5) 年代別内訳
	① 持参 : 1 件		① 男 : 1 名		① 70代 : 2 名
	② 郵便 : 件		② 女 : 1 名		② 代 : 名
③ FAX : 1 件				③ 代 : 名	
④ E-Mail : 件				④ 代 : 名	
市の対応状況	(1) 施策案に反映させた意見数 : 0 件 (2) 施策案に反映させられなかった意見数 : 2 件				
公表する資料等	(1) 施策案に対する意見等の概要と意見等に対する市の考え方(PDF) (2) (仮称)太田市一人ひとりが人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例案 (3) (4)				
資料等の閲覧方法	(1) 電子媒体での閲覧 市ホームページ(企画政策課)				
	(2) 文書による閲覧				
		閲覧場所	閲覧内容	閲覧時間等	
	①	太田市役所 3階 市民生活部 市民そうだん課	市HPと同じ	8時30分～17時15分 (土日祝日除く)	
	②				
③					
※一部詳細資料については、担当課のみの閲覧となります。					